

第12次流山市交通安全計画(案)の概要

1 第12次流山市交通安全計画策定の背景及び趣旨

流山市交通安全計画は、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の定めるところにより、国や千葉県の交通安全計画に基づき策定しています。

令和8年3月末に、国において第12次交通安全基本計画が、千葉県において第12次千葉県交通安全計画（計画期間は共に令和8年度～令和12年度）が策定されました。本市の計画では、千葉県の計画を前提として、第12次期間中、流山市において重点的に取り組むべき内容を抽出して、定めたものです。

なお、計画期間は上位計画に基づき令和8年度から令和12年度となるため、本計画には既に実施中の対策も計画として記載しています。

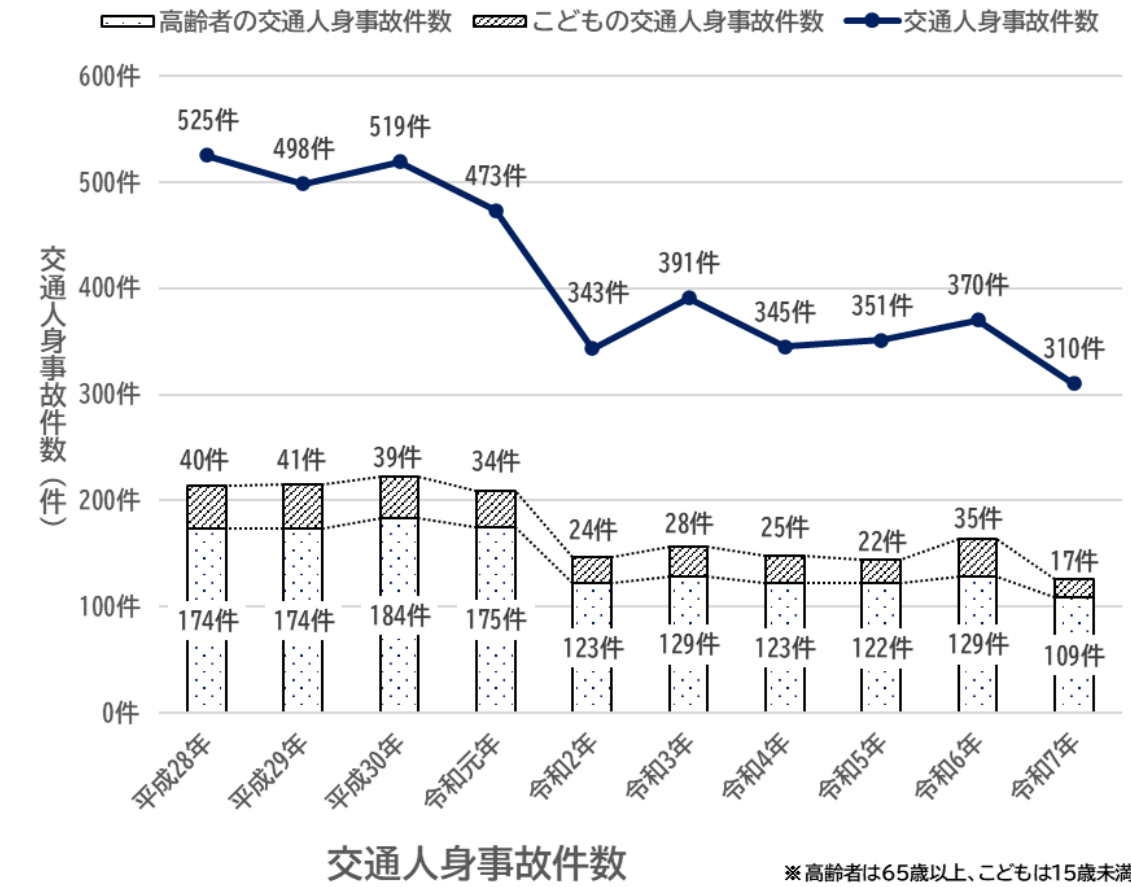
2 計画の目標

人口が増加している中で交通人身事故件数、負傷者数ともに減少傾向にあることは、これまでの各施策の効果と考えられます。計画の基本理念に基づき、交通事故死亡者数をゼロとするほか事故件数と重傷者数を下記の数値目標とします。

	令和6年実績	令和7年実績	令和12年目標
死者数	2人	1人	0人
重傷者数	47人	31人	25人以下
事故件数	370件	310件	300件以下

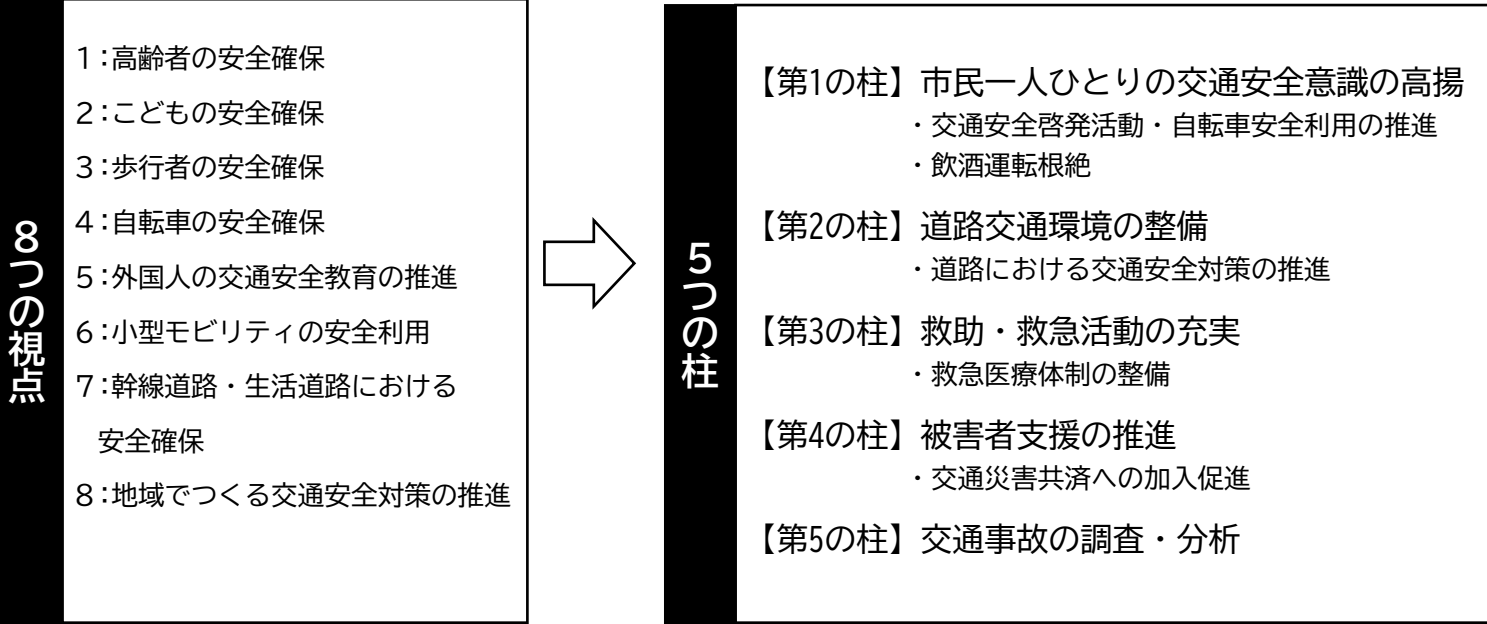
3 道路交通の安全

高齢者やこどもの交通人身事故件数は、高齢者は引き続き多く、こどもは概ね横ばい傾向です。外国人の増加や小型モビリティの普及という社会情勢の変化も前提に、市民の皆様が安全に幹線・生活道路を利用できるよう、地域と連携し、8つの視点と5つの柱で、第12次流山市交通安全計画を定めます。



4 計画の変更点

- (1) 新たな視点の変更
- 交通安全対策の視点を8項目とします。県計画を参考に、障害者と歩行者をまとめ、幹線道路と生活道路をまとめます。新たに、外国人の交通安全教育の推進、小型モビリティの安全利用を視点に追加します。
- (2) 柱における留意点
- 柱については、視点を踏まえたうえで、自転車関連の法改正（自転車ヘルメット着用努力義務化、自転車のながらスマホや酒気帯び運転の罰則強化、自転車の青切符制度導入など）、生活道路における法定速度30キロ以下、外国人における交通安全教育等に着目します。



5 第12次流山市交通安全計画策定のスケジュール

流山市市民参加条例により、市民公募委員を含めた流山市交通安全対策会議を全4回開催予定（うち2回は実施済）しており、今後、令和9年3月公表に向けた作業を進めます。

公表に向けたスケジュールは以下のとおりです。

令和8年9月（予定）	パブリックコメント実施
令和8年12月（予定）	第4回流山市交通安全対策会議 答申
令和8年度内	計画の公表